

— 資 料 —

戦後の介護職教育の変遷  
～兵庫県立婦人職業訓練校事業概要からの分析をもとに～

黒 田 しづえ

Changes in the Education of Care Workers After World War II  
～ Based on an analysis of the project summary HYOGO PREFECTURAL  
KOBÉ WOMEN ADVANCED INSTITUTE OF TECHNOLOGY ～

Sidue KURODA

要 旨

第2次世界大戦後の日本において、社会の変化と共に女性の社会進出が増加し始めたが、女性の職場の確保は困難を極めていた時期がある。このような時期に、兵庫県に女性の失業対策事業として設置された職業訓練校の訓練内容から、介護職の源流を見出すことができる。当初は家事中心に行われていたが、次第に専門職化されていく過程を通して、訓練修了生の職業定着率の高さがみられる。その原因は何なのか。最近までの40年間で3つの時期に分け、それぞれの時期における訓練カリキュラムや訓練生の属性、就職率、初任給から考察する。

キーワード：介護職教育 education of care workers  
婦人職業訓練校 training school for care workers  
定着率 fixation ratio  
カリキュラム curriculum

I はじめに

「この間の修了生で私方に就職の方は20数名、大多数は寮母職であり、その他は診療助手又は調理職である。その間定年退職、不幸疾病による退職、現職中の病死はあるが、家庭の事情や自己便宜の退職はなく、定着率は100%といえる。この点職業指導の徹底がうかがわれ、……。」これは、就職の受け入れ先である事業団の管理者が兵庫県立婦人職業訓練校「十年の歩み」(1974年：2)で述べている言葉である。また、15年目の歩みでは、「就職状況」として調査を行った結果、回答者183名中116名と63.4%が「現在在職中」(1979年：16)と答えている。

何故、このように定着率が高いのかその原因を考えると①社会的経験の豊かさ、②就業の必要性、③女性たちの誠実な人柄が考えられる。

兵庫県立婦人職業訓練校は、昭和38年に県条例に基づき、神戸市須磨区に「兵庫県立神戸家

事サービス職業補導所」として設置された。設置目的は、就職の困難な女子失業者に対して家事サービスに必要な基礎的な知識及び技能を習得させることである。具体的な業務には①求職者に対して、家事サービスに必要な職業訓練を行うこと。②家事サービスにかかる職業訓練に必要な資料を所集し、調査をおこなうこと。③前各号に掲げるもののほか、家事サービス職業補導所の目的を達成するために必要な業務の3つであり、昭和39年1月1日より開始された。

昭和38年の設置から平成15年に役割を終えるまでの40年間の事業概要から定着率の高さの原因となるものを分析する。まずこの40年を1 昭和39年当時から昭和59年までの「家事中心」の時期、2 男女雇用機会均等法と介護福祉士の誕生の時期、3 平成12年介護保険開始による介護の社会化の本格化の時期と3つの時期に分け、それぞれの時期の(1)カリキュラム、(2)訓練生の属性及び就職先や初任給から分析を行う。

## 1 兵庫県における婦人職業訓練校事業の概要

1963（昭和39）年から2003（平成15）までの40年間を大きく分けると、主に家事に関する訓練が中心であった「家事中心」の時期と、1986（昭和61）年施行の男女雇用機会均等法以降1988（昭和63）年の社会福祉士及び介護福祉士法の施行により、「介護職の専門職化」が始まった時期、そして2000（平成12）年の介護保険法開始による「介護の社会化と急速な進展」の3つの時期に分けて考えることが出来る。

表1 訓練科目の変化と時間数の推移

年度	訓練科目	期間	定員	基準訓練時間数	介護(家政)の時間数
昭和39	家事使用人科	3ヶ月	60名	450時間	90 (320)
昭和49	家政科	4ヶ月	30人	560時間	150 (396)
昭和53	家政科	6か月	30人	840時間	238 (540)
昭和60	福祉介護科	6か月	30人	892時間	298 (358)
平成3	介護サービス科	2年	30人	3200時間	1,495 (195)
平成5	介護福祉科	2年	30人	2950時間	2,262 (290)
平成12	介護福祉科	2年	30人	2800時間	1,956 (250)

(兵庫県立婦人職業訓練校事業概要をもとに、筆者整理)

## 2 「家事中心」であった時期（昭和39年から昭和59年）

1956（昭和31）年に家庭養護婦派遣事業が開始された。また、同年には「もはや戦後ではない」という言葉が目ざされたほか売春防止法が施行された。その後、1958年に大阪で家庭奉仕員制度ができた。

兵庫県においては、1963（昭和38）年10月に職業安定法、緊急失業対策法の一部改正により、女子失業対策事業紹介適格者及び中高年齢層の女子失業者を対象に「兵庫県立神戸家事サービス職業補導所」が設置された。1964（昭和39）年には、就職困難な女性の失業者に対して、家事サービスを提供するために必要な基礎知識と技能を習得させることを目的に訓練が開始された。

昭和44年には名称を「兵庫県立神戸家事サービス職業訓練校」と改称し1970年代に入っていく。昭和48年4月に「兵庫県立婦人専修職業訓練校」と改称し、給食調理科は給食科となる。設置目的も「就職困難な女性の失業者に対して、…」(1964年：1)というものから、「女子求職者の就職促進のため、……有能な女子の技能労働者として社会の需要にこたえる」と変化している。(1973年：1)

昭和50年代に入るとOA機器の対応に関する科が導入されるという時代の流れにそった訓練のあり方が見られるようになる。昭和52年に校舎を移転し、法定訓練工として拡充、整備がはかられている。昭和53年には研修期間が6か月、840時間となり、更なる充実を図るとともに新たに一般事務科が設置される。翌昭和54年には、「兵庫県立婦人高等職業訓練校」と改称される。

昭和47年までの好景気から第1次オイルショックとそれ以降の景気の沈滞、雇用の不安定性の中で訓練校の役割も大きく変化している。一方で、昭和57年には老人保健法が施行され、日本人の平均寿命は男女とも世界1位となり、高齢化へ向けて急速に変化していく時期である。

#### (1) 授業時間とカリキュラム

昭和39年当初は、3か月にわたって450時間の訓練を受けていた。カリキュラムはその名称が示すように家事科目が中心を占め450時間中410時間と9割であり、後の1割に社会・体育・家庭生活という科目が設けられていた。

9割を占める家事科目には、必須として調理・洗濯と並んで乳幼児と妊産婦の世話、老人の世話、病人の世話が入っている。

また、昭和41年4月からホームヘルパーの養成訓練を開始している点も見逃せない。カリキュラムに関しては450時間の中で基本時間と応用時間に分けて行われており、内容的には家事援助が中心であった。3か月の訓練期間中2か月が経過した時点でヘルパー希望者の中から選考し、5名のみをホームヘルパーとして学科と実習時間を上乘せし訓練している。つまり、家事中心ではあったが、この当時からヘルパー活動を行うことに関する認識にはかなり高いものがあつたと考えられる。

昭和49年からは時間数を560時間と100時間余り増加し、訓練期間も4か月と増加して、訓練内容の充実がはかられている。この傾向はこれ以降も続き、昭和53年には840時間、訓練期間6か月に増加している。内容的には、介護に相当する部分が78時間の増加が見られ、家事に関する部分も150時間以上の増加が見られる。やがて、昭和60年には時間数がさらに増加し、内容的にも従来とは大きく異なる。家事に関する部分が約200時間近く減少し、逆に介護に関する部分はさらに60時間増加している。また、これら以外の科目数の増加が見られ急速な高齢化社会の進展への対策として、介護職のマンパワー確保に迫られた結果、カリキュラムの充実が見られる。

表2 兵庫県立神戸家事サービス補導所の教科基準

科目	訓練時間	基本(時間数)			応用(時間数)			計
		講義	実習	小計	講義	実習	小計	
I 社会		15		15				15
II 体育			20	20				20
III 家庭生活		5		5				5
IV 家事		83	176	259	24	127	151	410
1 必修		83	176	259	21	109	130	389
(1) 学科と実技		83	176	259	21	31	52	311
(ア) 調理		11	48	59	3	7	10	69
(イ) 裁縫と縫い物		3	23	26				26
(ウ) 洗濯と被服整理		5	30	35	2	7	9	44
(エ) 掃除と器具の手入れ		8	26	34	4	2	6	40
(オ) 乳幼児と妊産婦の世話		19	6	25	2	7	9	34
(カ) 老人の世話		7	3	10	2	2	4	14
(キ) 病人の世話		10	20	30	6	6	12	42
(ク) 家庭管理		16	5	21	2		2	23
(ケ) 応接		4	15	19				19
(2) インターン						14	14	14
(3) 見学						14	14	14
(4) 家庭生活実習						50	50	50
2 選択					3	18	21	21
計		103	196	299	24	127	151	450

(出典：兵庫県立神戸家事サービス職業補導所事業概要，1964年：5)

表3 昭和48年度・昭和49年度・昭和53年度教科基準の比較

教科目	訓練基準(48年度)	訓練基準(49年度)	教科目	訓練基準(53年度)
(学科及基本実技) 調理	18時間 20	18時間 29	社会	24時間
食品衛生	—	6	調理	28 118
看護 (家庭看護)	45 42	54 63	食品衛生	32
洗濯	11 38	12 44	看護 (家庭看護)	78 160
住居 (掃除)	12 28	12 42	被服管理 (洗濯)	12 68
裁縫	5 22	4 28	住居管理 (掃除)	10 60
家庭管理	22 5	20 17	裁縫	4 52
応接	4 14	4 20	家庭管理	24 90
ホームヘルプ 制度	8 6	8 14	応接	8 34
社会	5 —	6 8	生活指導	38
(応接実技) 調理作業	40	55	合計	840
看護作業	30	33		
家事作業	50	63		
合計	425	560		

(註) 時間数は上段…学科，下段…基本実技  
(兵庫県立婦人専修職業訓練校事業概要をもとに，筆者整理)

## (2) 訓練生の属性及び就職先、初任給

訓練生には小学校卒や高等小学校卒が多くを占め（6割～8割）、年齢層は40歳代が半数以上を占め母子家庭の母親や寡婦の割合も高い。

職種は「家事使用人」であり、当初この女性達の多くは訓練後、掃除の職を得ることによって、1万円から2万円の収入を得ることが可能であった。中には、寮母や医療補助、学校給食に就職し活躍している。しかし2年目以降、掃除雑役は減少し始め、家事手伝いや炊事、寮母等が増加し始め、収入も当時の好景気を反映し3万円を上回る場合も見られる。また、訓練修了女性の就職率はおおむね70%～98%と高率で推移している。参加者の多くは神戸市内の女性であるが、この当時の交通状況等から通学可能な範囲が限られていたことや都市部での需要が高かったことが伺える。

昭和46年からは家政科と給食調理科の2科に分かれて訓練が行われている。この頃になると、就職先として掃除雑役は全体の1割以下となり家事手伝いや医療補助、炊事が増加している。給与は2万円台から7万円台に至っている。

昭和49年の就職先の累計ではその他に次いで給食員が多くなっている。給与は全体的に大幅に上がっており、中でも給食員は10万円を超えるものも見られる一方で、ホームヘルパーは8万円がやっとである。雇用形態の違いもあるかと考えられるが明確ではない。

家政科、給食科、事務科の3科の給与は昭和57年には家政科が14万円でも最も高く、他の2科は13万円である。しかし、常に家政科が高いのではなく、むしろ他の2科の方が1～2万円高額の初任給となっており、特に給食科が高く20万円台になるのも最も早く昭和59年である。その年の家政科は15万円台と安く、事務科は18万円台であることから、事務職の方が一般の評価が高くなっていったと考える。

昭和50年代になると、受講生にも変化がある。当然のことではあるが、小学校卒という受講生はなくなり、その後多くを占めていた中卒者が年々減少すると同時に高卒者が増加、昭和54年にはほぼ同数に至っている。また、短大卒・大卒者も少数ではあるが毎年受講するようになり、年毎に増加している。

表4 就職率と初任給の最高・最低額

年度（昭和）	38	39	40	41	42	43	44	45	
就職率（％）	98	92.5	86.8	84.2	80.0	84.8	81.0	91.3	
月收入額	最高	20,400	22,000	26,300	34,000	35,000	45,000	43,416	45,000
	最低	10,000	8,000 住込	10,000	8,400 パート	9,925 パート	7,500 パート	15,000 パート	20,000

（兵庫県立神戸家事サービス職業補導所事業概要・同神戸家事サービス職業訓練校事業概要をもとに、筆者整理）

「家事使用人」という職種は掃除婦・雑役婦と言われていた職業であり、個人や会社においては家政婦、寮母と称されていた職業である。その後、家政婦はお手伝いさんと呼ばれるようになり、経済成長が続く中で激減していくという経過をたどっている。一方、寮母職は大手企

業の独身寮をはじめ高齢者施設など需要が拡大し続けるという経過をたどり、女性の職業として定着した。しかし、肉体的にかなりの負担を強いられる職業であるにもかかわらず、賃金の面では事務職や給食職員と初期にはほぼ同額程度であったものが、時間の経過とともに他の2つの職業よりもさらに低く経緯している。つまり、抜かれてしまうのである。

初期にあたるこの時期は、国の産業経済構造の変化とそれによる社会の意識変革、労働力の確保のために女性の社会進出が促進され、多様化して行く過程である。

この時期の受講生は、非常に謙虚であり、まじめで素直なつましいかつての日本女性の姿を有しているのが特徴的である。

開設以来10年の歩みとしてまとめられたものの中には、当初の家事使用人の育成、雇傭慣習の改善に苦労を要した実態が、ホームヘルパーの養成訓練を行うことによって福祉施設、社員寮の寮母職や看護補助の増加によって成果を上げ、そのことによって訓練生自身も一般社会も見直したのではないかと述べられている。

修了生達からの言葉の中にも、「中高年になって、何らかの面で社会に働きかけたいと思うとき……この至らぬ私が老人ホームに奉職させていただきまして8年目を迎えております。何と言っても働ける場のあることの幸せをしみじみと味わっております。」「……現在の自分があるのもあの時入所できたお蔭と深く感謝しています。……1年、2年、5年、10年先の大目標を確かに明記したのです。……命ある限り力いっぱい生きよう、母として女性として一社会人として、……努力が努力として実るように！」「……採用以来4年間セントラルサプライこと、中央材料室に勤めております。……病院にとっては、なくてはならない大切な職場なのです。4年間に婦長も4回勤務交替しましたが、それぞれの婦長にも業務を把握してもらうため、教える立場にあります。……長年の務めの賜だと思っております。」「……仕事の内容はいわゆる家庭奉仕員でありまして、一人暮らしの老人や寝たきり老人、又は身体障害者等の世話や手助け、助言をしています。これらの業務は想像以上に難しく心身ともに大変疲れをおぼえます。……忍耐と真心をもって親身に世話をしておりますと、何時かは気持ちが悪く通じて信頼してもらったり、感謝されたりしたときはうれしく、これからも一層この道に励まなければと思う義務感が生じてまいります。」（兵庫県立婦人職業訓練校「十年の歩み」、1974年：10-15）

上記の数例のように、非常に謙虚に熱心に自分の職業を大事にしている姿がうかがえる。ここでは、誰もが仕事に就けたことの喜びを表しており、仕事の厳しさも理解しているが、その質や量と給料面、待遇面のバランスについては触れられていない。家庭における男女の役割分担の中で生活する日本の女性にとって、役割を担う相手を失った場合や、急速な社会の状況の変化から取り残される配偶者を持つ女性にとって、安定した仕事に就く事が最優先であり、お金のことをとやかく言うのはプライドのないことであったと理解できる。

## 2 男女雇用機会均等法施行（1986年）と介護福祉士の誕生（1987年）

1970（昭和45）年に日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が7%を突破し、高齢化社会に突入し、一方では、1980（昭和55）年の国連決議による「婦人差別撤廃条約」に日本も

署名している。翌年には、母子福祉法の改正により、母子及び寡婦福祉法とし、82年には老人保健法が施行されるなど福祉政策に大きな波が押し寄せようとしている。

この時代は女性の労働力への公平性を担保することが世界レベルで注視されており、他方、高齢化の進展による労働力の確保と核家族化の進展による介護力不足を社会が補う必要性に窮迫していく時期でもある。

このような時代背景の中で、老人介護の担い手として国家資格を有する専門職として、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく有資格者が創設された。平成元年に第1回の介護福祉士国家試験が実施され、高齢者の介護は専門職が担う時代に入った。同年、「高齢者保健福祉10カ年戦略（通称ゴールドプラン）」が提示され、今後の10年間に高齢者福祉において達成すべき数値目標が具体的に掲げられた。

昭和61年、男女雇用機会均等法施行の年に「兵庫県立婦人高等技術専門学院」と改称し、より高度な専門性を構築していこうとしている。

1986（昭和61）年より訓練メニューが多彩になる傾向にある。例えば、「老人介護公開講座」が3日間、12時間で実施することも開始された。この他にも、3か月404時間の婦人職業訓練大学などが開講されている。

福祉介護科の講習は従来の892時間以外に公開講座に加え、移動婦人大学講座が3か月、404時間で開始され、内容も老人介護、基礎看護、福祉制度、家政一般など福祉介護に必要な学科、実技、福祉施設実習となっており、介護関係の講座が増加している。高齢化社会への国民の関心が高まって来る過渡期である。

授業時間数の増加と資格に伴うカリキュラム内容の変化が大きく、同時に講習の種類も多彩になり短期講座が花盛りを迎える時期でもある。

平成2年には、「県立女子高等技術専門学院」と改称し、神戸市の西部に新築移転し介護実習室等も充実させている。これに合わせて、福祉介護科を廃止し「介護サービス科」が設立されている。事業時間数は800時間、内容は「身体上または精神上障害があることにより、日常生活を営むのに支障のある老人及び障害者に対する介護等における学科と技術を習得し、老人ホーム、福祉施設の寮母、病院の看護助手、家庭奉仕員をめざす。」とされている。平成2年の老人福祉法等の一部を改正する法律として、福祉八法改正とこれに伴う日本の社会福祉が大きく転換していく時期でもある。また、バブル崩壊による長期の不況を迎える時期でもある。このため、介護に関する養成講習会はどこも盛況を極めゴールドプランの達成目標をクリアしていくと同時にテレビ、新聞などのマスコミに「介護」の文字が必ず見られるようになるほど「介護」という言葉が一般的になり、市民権を得る時期である。

そして、政府は新ゴールドプラン（平成6年）において数値目標の上方修正をし、特に介護職のマンパワーの確保にも大きな力を期待していくことになる。これは言い換えると、高齢社会の進展が政府の当初の予定よりも早いスピードであることがわかる。

ゴールドプラン以降、政府の施策に乗って介護のマンスパワーの量的確保が盛んに行われ、一種の政府主導のブームが巻き起こされていた。

平成7年1月に起きた阪神淡路大震災によって、兵庫県は現在にもその影響が大きく残る被災を経験した。この大震災によって、平素からの地域社会の大切さをはじめ、社会的弱者と言われる県民の生活についても多くのことを学んだが、震災の翌年から被災・離職者特別訓練を始めている。この特別訓練の内容は「福祉コース」であり、2か月間で行われている。

表5 短期講座例

開始年度	科名	講座名	人員	実施期間	
				日数	時間数
昭和60	福祉介護科	老人介護公開講座	20人	3日	12時間
63	福祉介護科	移動婦人職業訓練大学	30	3か月	404
平成2	介護サービス科	介護サービス技能審査準備講習会	30		12
平成2	介護サービス科	老人介護コース	20		12

(兵庫県立婦人高等職業訓練校, 同婦人高等技術専門学院, 同女子高等技術専門学院事業概要より筆者整理)

### (1) 授業時間とカリキュラム

昭和60年4月には「福祉介護科」が誕生し、時間数も892時間と900時間近くになった。「福祉介護科」のカリキュラムはそれまでの家事中心の内容が一新され、その中心に福祉科目や公衆衛生、看護、介護科目が置かれるようになった。また、学科が124時間に対し、実習時間が768時間と校外での実習も含め多くの時間を採っている。現行のホームヘルパー研修の2級・1級課程を合わせたものより長期にわたる時間数である。

翌年の昭和62年には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定によって専門職としての介護職が誕生し、職業内容の規定やカリキュラムが定められた。また、同年には老人保健法が改正され、老人保健施設が創設され、医療・保健・福祉の統合が言われるようになり、訪問看護が新設され、在宅への関心が徐々に高められていく時期である。

平成3年には「介護サービス科」の普通課程2類として「介護福祉科」(2年課程)が1学年30人の規模で設置され、介護福祉士の養成を開始している。授業時間数1860時間、訓練総時間数3200時間である。

学院生心得には、目標の第1番目に「(1) 学院生は、教養を高め、職業能力の向上を図ることにより、女性の社会的地位の確立に資する。」と掲げられている。(兵庫県立女子高等技術専門学院生規則, 1991年: 9)



表6 1991年における「介護福祉科」と「介護サービス科」の授業科目及び授業時間数比較  
 【介護福祉科】（高卒2年制） 【介護サービス科】（6か月）

	科 目	訓練総時間	区分	教科名	基準時間
普通学科	心理学	60		社会福祉概論	30
	社会学	60		家政大意	15
	倫理学	60		介護大意	30
	英語	60		老人・障害者福祉論	30
	体育概論	60		リハビリテーション論	8
	体育実技	60		人間学	10
	計	360		医学一般	20
専門学科	社会福祉概論	120	学 科	リクリエーション指導法	30
	老人福祉論	60		社会福祉援助技術	15
	障害者福祉論	60		老人障害者の心理	27
	リハビリテーション論	60		調理	15
	社会福祉援助技術論（講） （演）	60		精神衛生	12
		60		安全衛生	3
	老人・障害者の心理	120			
	家政学概論	60			
	栄養・調理	60			
	医学一般	120			
	精神衛生	60			
	介護概論	120			
	レクリエーション論	60			
	人間学	60			
	安全衛生	60			
	家族福祉論	60			
	公的扶助論	60			
地域福祉論	60				
計	1,290		小 計	245	
基本実技	介護技術	210	実 技	介護基本実習	210
	障害形態別介護技術	210		家事基本実習	40
	家政学実習	160		調理基本実習	40
	実習指導	60		安全衛生作業法	3
	手話・点字	90		介護家事調理実習	171
	レクリエーション指導法	60		家事調理実習	91
	安全衛生作業法	30			
	計	820			小 計
応用実技	介護実習	500	訓 練 内 容	身体上または精神上障害があることにより、日常生活を営むのに支障のある老人及び障害者に対する介護等における学科と技術を習得し、老人ホーム、福祉施設の寮母、病院の看護助手、家庭奉仕員等をめざす。	
	家事・調理実習（施設内）	110			
	介護応用実習	60			
	レクリエーション指導実習	60			
計	730				
合 計	3,200		合 計	800	

（出典：兵庫県立女子高等技術専門学院生規則，1991年：7，20）

## （2）訓練生の属性および就職先，初任給

昭和62年における学歴は中卒者と短大卒がほぼ40人前後であり，最も多いのは高卒者で100人以上である。

その後，高卒者が最も多く5割を超え，年齢も35～44歳が最も多く，26～34歳が次いで多い。当初から見ると確実に若者が多くなっている。

平成2年頃から高卒，短大卒，大学卒の受講者比に大差がなくなっている点も注目すべきであろう。つまり，就職氷河期や超氷河期と言われるこの時期に震災による産業の大ダメージが重なり，活路を福祉に求める若者，中年者が激増していた時期である。また，介護福祉士の就職率は100%と事務職の約60%に大差をつけている点からもわかる。しかし，初任給は16万円

と格段に安い。

昭和62年の初任給は他の学科に比べ福祉介護科が最も低い。

OA 事務科（20万円）、服飾販売科（19万円台）、福祉介護科（18万円台）の順に多く給食科（15万円）が最も低い。

平成2年当時の介護サービス科の初任給はファッションビジネス科とほぼ同額である。しかし、就職率は介護サービス科が90%程度であるのに対して、ファッションビジネス科は50%に留まっている。つまり、介護職に大きな需要が生まれており、不況であるにも関わらず複数の養成講座が開かれ、そのほとんどが就職に繋がっている。

不況が深刻化するに従って、230,000円以上あった初任給が軒並み下がっているが、特に介護福祉士を取得した者の方がヘルパー取得者よりも、ファッションビジネス修了者よりもさらに低く、167,000円が最高額となっている。介護福祉士という国家資格取得者の実態が一般にほとんど認識されていない時期ではあるが、2年課程修了後のものとしては複雑な思いであったらと思う。ヘルパー取得者は191,000円、ファッションビジネスは180,000円である。しかし、この傾向はその後3年間続き介護福祉士の方がヘルパーよりも約30,000円低賃金であったが、それ以降は逆転し約20,000円程度高額になる年や逆転しない年など定まらない。就職先での評価は未だに確たるものになり得ていないと思われる。

### 3 平成12介護保険開始による、本格的な介護の社会化の時期

前述のように景気の低迷が続く中で、一層の高齢化と少子化が進む中で、福祉や介護に人気が集まっていた。さらに、政府は福祉八法改正に続き「介護保険法」を平成7年に成立させ、平成12年度からの開始に至った。また、平成10年には「社会福祉基礎構造改革」を、平成11年には「ゴールドプラン21」を立ち上げ、福祉行政は戦後最大の山場を迎える状況にあった。

このように、活況を呈する状況の中であって平成11年には「兵庫県立介護福祉高等技術専門学院」と改称され、ついに「介護福祉」の「高等技術専門学校」となった。

設置の目的には、「求職者の就職促進のため、職業能力開発促進法の趣旨に基づいてその知識と技能を向上させ、有能な技能労働者として社会の需要にこたえる」とある。（兵庫県立介護福祉高等技術専門学院事業概要、1996年：1）

#### (1) 授業時間とカリキュラム

普通課程は2年課程の介護福祉士養成課程であり、短期課程として6か月のヘルパー養成課程が年2回行われている。まさに、県立の介護職技能労働者の専門養成機関となったのである。

その後、介護福祉士の養成はそのままのペースで進められているが、ホームヘルパーの養成は短期の6か月のものの他に、被災・離職者向けのものや同様に2ヶ月間の雇用対策特別訓練としてのもの、週1回のペースでのホームヘルパー養成コースなどが見られる。

## (2) 訓練生の属性および就職先、初任給

平成12年度からは、男性の受講生が現れている。それまでの「婦人」や「女子」という言葉が廃され、37年目にして始めて男女の別なく研修を受講することが可能になったのである。男性受講生は、介護福祉士の取得よりも、ホームヘルパーに多くみられるが、全体の就職率は介護福祉士取得者がおおむね100%であるのに対し、約50%~70%超程度である。しかし、初任給に関しては依然介護福祉士が若干低い。そして、男性の受講者数は年を追うごとに増加し、大卒者が多い傾向にある。就職難の反映かと考えられる。

介護福祉士の養成課程は、その後もほぼ100%の就職率を確保し続けて安定した技術養成を行っていたが、平成15年3月に廃校となる。平成14年度の就職率も100%であったが、初任給は最後までホームヘルパーよりも3万円低額であった。受講者は20歳代が約半数を占め、次いで30歳代、40歳代がほぼ同数程度であった。若い人たちがこの資格を評価していたものと考えられる。

その後は、兵庫県立神戸高等技術専門学院において、6か月間のホームヘルパー養成が行われている。

平成17年、介護保険法は初めての改正が行われるに到った。

40年間に及ぶ技術訓練校におけるカリキュラムや訓練生の属性、就職率や初任給について見てきたが、全体的なまとめとしては、開講当初から訓練時間数が現在のヘルパー養成課程を合計したものよりも多く、家政にポイントを置く訓練内容とカリキュラムが行われていた。昭和41年から開始されたホームヘルパーの受講においてはさらに受講時間を追加し、5名のみを選んで行うというきめの細かさが見られる。また、当初の訓練生の属性には、貧しく年齢的にも不利な状況にある女性たちが非常に誠実に根気よく就職先で自分の仕事を纏うする様子が10年誌より伺える。

2期目の男女雇用機会均等法以降の時期については、それまでの諸先輩の仕事ぶりから受け入れ先との連携のスムーズさがうかがえる。この時期になると、貧しさや学歴の低さではなく女性の社会進出に介護がもてはやされる時期である。講座の種類も多様になり、どこも大盛況となる時期である。しかし、一方では主婦の「100万円の壁」と言われる、所得税の範囲の中で就労しようという風潮の時期とも重なる。このような主婦が短時間におこずかい感覚で収入を得るには格好の職業として介護が「ホームヘルパー」として、選ばれた時期である。さらに、バブル経済崩壊後の就職難により、介護職にその活路を見つけようとする人が多く見られ訓練生の高学歴化が一気に進んでいく時期である。専門職教育へ向かって準備段階に入る時期でもある。

介護保険開始以降はそれまでも増して「介護の社会化」が急速に進行する時期である。訓練校においても校舎の充実等非常に力を注ぎ、それまでの女性ばかりの訓練生から男女共学の

訓練校へと変化する。カリキュラムは厚生労働省が定める基本カリキュラムに沿ったものとなり、一層高学歴化が進んでいる。それまでの良い卒業生とその実績に支えられ、就職率も高く推移している。

以上のように、家事中心の訓練内容から、多様化した内容に変遷し、やがて介護福祉士課程認定校として専門職養成教育を行うに到った。

## 結論

定着率の良さとカリキュラム、その内容と時代背景から検証を試みたが、結果として3つの点が考えられる。1点目は、訓練生の属性にある。設置目的にあるように訓練対象者は中高年の女性であり、就業の困難を抱えており、また地域の職業安定所からの紹介である。安定所職員への紹介に答えようとする意識や、就業の困難さから訓練開始までのモチベーションは相当に高いものと考えられる。また、中高年という年齢層から十分な社会経験を有していることも挙げられる。さらに、この時代の日本の女性像として従順で誠実、根気強さ等が考えられる。2点目は、このような女性たちによって真摯に継続されていく就職先との人間関係が考えられる。冒頭の事業団の管理者の言葉にも見られるように、継続した就職の受け入れが行われている。その職場では、面倒みの良い先輩による親身な指導や相談に乗る等のきめ細かな人間関係が構築されていくものであろう。3点目としては、訓練校独特の教育環境である。当初からかなりのボリュームでのカリキュラムや教育方法に効果が表れている。何故、このような独特の教育が可能であったのか。それは、兵庫県立とあるように訓練生を育てる側の職員が公務員である点に大きな原因があると考えるのが自然であろう。つまり、公的機関の職員としての安定感が育てる側にあり、安心して力を注ぐことが可能な環境にあるという点が大きいといえる。この環境にあって、訓練教育を行う側と訓練生との関係性の良さも生まれ、継続していくことが可能であったと考えるに到った。

## おわりに

県立という公的機関による介護職の専門職訓練は平成15年をもって、終了したが、介護福祉士の1本化という政府の方針が示されている。現在の介護現場では、訓練当初のような中高年の介護現場の人たちが、仕事をしながら介護福祉士の国家資格を取得することは極めて困難であり、その結果として介護職の労働から押し出されるのではないかと危惧する。また、社会経験の乏しい若者が大幅に増加して果たして介護という日常生活援助がどの程度サービス利用者の意に叶ったものになることができるのであろうかという疑問を持たざるをえない。資格の有無では解決のつかない多くの課題の存在と、今後は介護労働力不足を補うための外国人労働者の問題等も山積するであろう。介護を必要とする人たちのためにはどのような専門職教育が必要であるのかを今後も検討し続ける必要がある。

#### 引用・参考資料（発行年）

- 兵庫県立神戸家事サービス補導所事業概要（1964年～1968年）
- 兵庫県立神戸家事サービス職業補導所「三周年誌」（1967年）
- 兵庫県立神戸家事サービス職業訓練校事業概要（1969年～1972年）
- 兵庫県立婦人専修職業訓練校事業概要（1973年～1978年）
- 兵庫県立婦人高等職業訓練校事業概要（1979年～1985年）
- 兵庫県立婦人高等技術専門学院事業概要（1986年～1989年）
- 兵庫県立女子高等技術専門学院事業概要（1990年～1998年）
- 兵庫県立介護福祉高等技術専門学院事業概要（1999年～2003年）
- 兵庫県立婦人職業訓練校「十年の歩み」（1974年）
- 兵庫県立婦人職業訓練校「十五年の歩み」（1979年）